

補助金交付申請手続について

1 補助金の申請

- 工事着工前に「**補助金交付申請書**」(様式第1号)を提出してください。

添付書類は、以下のとおりです。

- ① 発電システム設置予定の住宅の所在地が分かる図面
- ② 工事着工前の現況が確認できるカラー写真
(発電システムが設置された建売住宅の場合は、購入予定の住宅のカラー写真)
- ③ 設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- ④ 補助事業に係る発電システムのパンフレットの写し
- ⑤ 申請者を含む同一世帯全員が、町税を滞納していないことを証明する3月以内に発行された証明書
(工事後に転入する場合は、不要とする。)
※役場税務課で受付・発行
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

2 工事の完了

- 工事完了後に「**完了報告書**」(様式第5号)を提出してください。

添付書類は、以下のとおりです。

- ① 電力会社との電力需給契約書の写し
- ② 太陽電池モジュールの製造番号表(様式第6号)
- ③ 発電システムの保証書の写し
- ④ 発電システムの設置状況を示すカラー写真
(発電システムが設置された建物全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバーター、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計が確認できるカラー写真)
- ⑤ 発電システムの設置費に係る領収書の写し及び領収内訳書の写し
- ⑥ 申請者本人が補助対象住所に居住していることを示す住民票の写し
- ⑦ 発電システム付建売住宅の売買契約書の写し
- ⑧ 発電システム付住宅の販売業者が発行する証明(発電システム付住宅であることを証明するもの)
(様式第7号)
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

◎ 検査後問題のない場合、三木町から「**補助金交付決定通知書**」を送付します。

3 補助金の請求

- 補助金交付決定通知書を受け取ったら「**補助金交付請求書**」(様式第9号)を速やかに提出してください。

4 その他の手続

計画変更による届出

- 「**補助金計画変更申請書**」(様式第3号)を提出してください。

システムを売却等により処分するとき

- 「**財産処分承認申請書**」(様式第10号)を提出してください。